

2020埋埋発第8号

2020年5月11日

原子力規制委員会 殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付4番地108

日本原燃株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏

廃棄物埋設確認申請書（廃棄体用）の変更について（届出）

令和元年9月24日付け2019埋埋発第57号（2019埋埋発第98号および2020埋埋発第3号で一部補正）をもって申請いたしました、当社「廃棄物埋設確認申請書（廃棄体用）」（東京電力ホールディングス㈱柏崎刈羽原子力発電所（充填固化体））について、下記のとおり変更いたします。

記

1. 変更内容

添付書類六「放射性廃棄物等に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」を別添のとおりとする。

2. 変更理由

添付書類六について、より適正な内容へ見直しすることとしたため。

以 上

別 添

添 付 書 類 六

「放射性廃棄物等に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」

1. 放射性廃棄物等に係る品質マネジメントシステム

(1) 業務の信頼性の確保

廃棄物埋設施設において埋設しようとする放射性廃棄物（以下、「廃棄体」という。）及びこれに関する保安の措置について、廃棄体の技術基準に適合した結果を確実にするとともに、確認申請に係る業務を高い信頼性をもって実施し、これらを維持、改善するための品質保証活動を次のとおり実施している。

品質マネジメントシステムは、社長をトップマネジメントとして構築し、体系化した組織及び文書類により、廃棄体の技術基準適合性確認のための廃棄体製作・測定及び記録に関する監査並びに廃棄体受入検査、確認申請の一連の業務（以下、「廃棄体確認業務」という。）に係る計画と実施、評価及び改善のプロセスを実施するための品質保証計画を定めている。

図－1「廃棄体の技術基準適合性確認及び確認申請に係る基本業務フロー」に示す廃棄体製作・測定及び記録に関する監査、確認申請、廃棄体受入検査、これら一連の業務に関する記録の作成及び保存並びに不適合発生時の処置（是正処置及び必要に応じて予防処置を含む）等を行う際には、以下の品質保証活動を実施し、廃棄体確認業務の信頼性を確保している。

(2) 責任の明確化

廃棄体確認業務を統一的に管理する者を組織の中で明確にし、責任を明らかにする。

(3) 教育・訓練

廃棄体確認業務を実施する上で必要となる知識・技能について明確にし、当該業務を実施する者への教育・訓練により、知識・技能の維持を図る。また、必要な知識・技能を習得した者がこれらの業務を実施するよう社内認定を行う。

(4) 業務の実施

廃棄体確認業務は、濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定（以下、「保安規定」という。）及び全社品質保証計画書並びにこれらに基づく下部規定に具体的な業務を定め、厳格な品質管理の下で業務を実施するとともに、継続的に改善する。

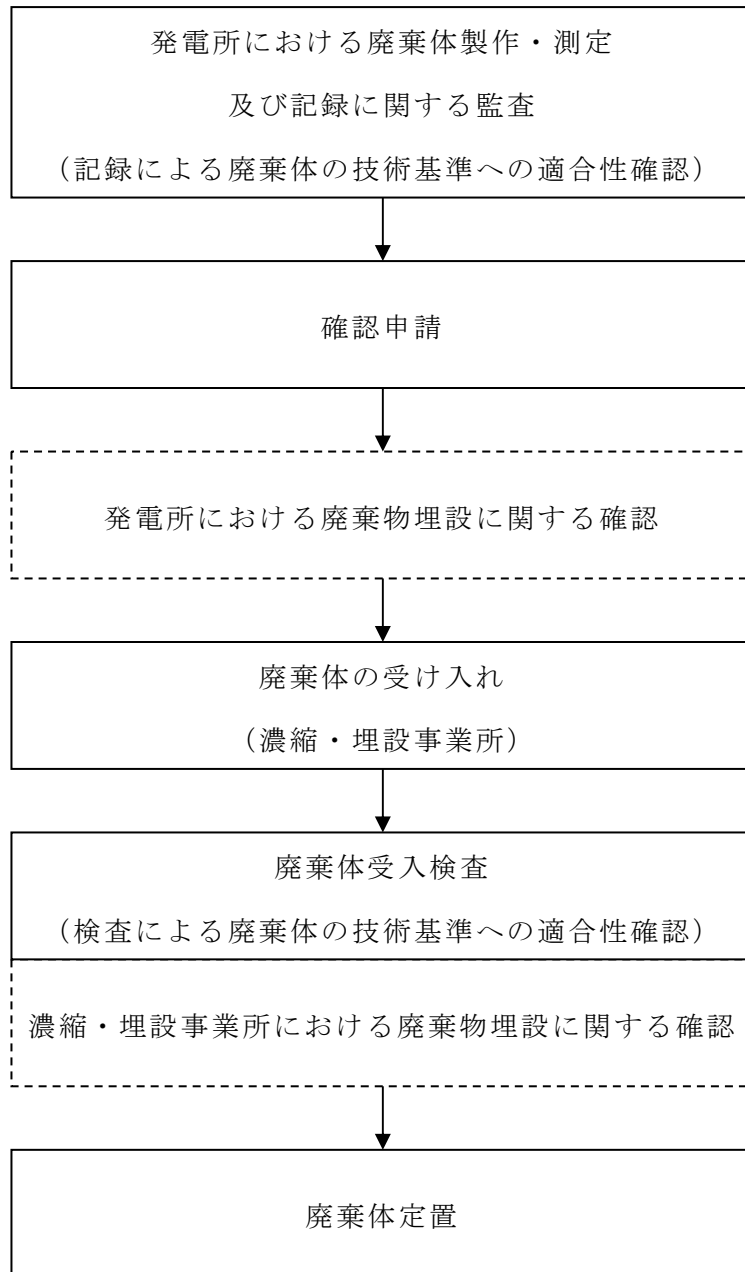
(5) 評価及び改善

廃棄体確認業務を定められた手順のとおり実施する。当該業務においてヒューマンエラー等を発生させないように努めるとともに、万一、不適合が発生した場合は適切な処置を取り、原因の究明及び対策、必要に応じて予防処置を講じる。また、廃棄体確認業務について実績を反映し、適宜、手順の見直し及び管理の充実を図る。

2. 本申請に係る業務実施状況

本申請に係る廃棄体の技術基準への適合性確認結果を表－1、また、廃棄体確認業務に係る具体的な業務実施状況を表－2に示す。

なお、廃棄体の技術基準への適合性確認結果は、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」に基づいても結果は変わらない。



: 原子力規制委員会による核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十一条の六第二項の確認を示す。

図－1 廃棄体の技術基準適合性確認及び確認申請に係る基本業務フロー

表－1 本申請に係る廃棄体の技術基準への適合性確認結果

確認項目	廃棄体の技術基準	確認結果
1. 容器に封入し、又は容器に固型化した方法	固型化材料は、日本工業規格 JISR5210 (1992) 若しくは JISR5211 (1992) に定めるセメント又はこれらと同等以上の品質を有するセメントであること。	良
	容器は、日本工業規格 JISZ1600 (1993) に定める金属製容器又はこれと同等以上の強度及び密封性を有するものであること。	良
	固型化に当たっては、あらかじめ均質に練り混ぜた固型化材料若しくは固型化材料及び混和材料を容器内の放射性廃棄物と一体となるように充填すること。この場合において、容器内に有害な空げきが残らないようにすること。	良
2. 廃棄体に含まれる放射性物質の種類ごとの放射エネルギー及び放射能濃度	放射能濃度が申請書等に記載した最大放射能濃度を超えないこと。	良
3. 廃棄体の表面の放射性物質の密度	表面の放射性物質の密度が第十四条第一号ハの表面密度限度の10分の1を超えないこと。 (1) α線を放出する放射性物質：0.4Bq/cm ² (2) α線を放出しない放射性物質：4Bq/cm ²	良
4. 廃棄体の健全性を損なうおそれのある物質の有無	廃棄体の健全性を損なうおそれのある物質を含まないこと。	良
5. 廃棄体の耐荷重強度	埋設された場合において受けるおそれのある荷重に耐える強度を有すること。	良
6. 著しい破損の有無	著しい破損がないこと。	良
7. 放射性廃棄物を示す標識及び整理番号	容易に消えない方法により、廃棄体の表面の目につきやすい箇所に、放射性廃棄物を示す標識を付け、及び当該廃棄体に関して第七条第1項の申請書に記載された事項と照合できるような整理番号を表示したものであること。	良
8. 廃棄物発生日月及び表面線量当量率	受入時においてこれらの廃棄体に含まれる放射性物質は原子力発電所で発生後6ヶ月以上経過しており、かつ、廃棄体の表面線量当量率は10mSv/hを超えないものである。	良

表－２ 廃棄体確認業務に係る具体的な業務実施状況

分類	実施状況	関連文書
計画	廃棄体確認監査や廃棄体確認申請時期について、電力と調整し年間計画を作成している。	・ 廃棄体確認要領
	廃棄体受入検査について、廃棄物埋設計画を基に廃棄物埋設施設操業工程を作成している。	・ 廃棄物埋設計画作成要領
実施	発電所における廃棄体製作・測定及び記録に関する監査にて、申請を行う廃棄体が技術基準に適合することを確認している。	・ 廃棄体確認要領
	廃棄体受入検査にて、電力から受け入れた廃棄体の整理番号、放射性廃棄物を示す標識及び著しい破損がないことを確認している。	・ 埋設管理要領
評価	保安活動が適切に実施され維持されていることを内部監査等により確認する品質保証体制を確立している。	・ 保安規定 ・ 全社品質保証計画書
改善	保安活動が適切に実施され維持されていることを内部監査等により確認する品質保証体制を確立している。	・ 保安規定 ・ 全社品質保証計画書